

調剤基本料の区分	当薬局では、調剤基本料 1 として、処方箋受付 1 回につき 47 点を算定しています。															
調剤管理料・服薬管理指導料	当薬局では、調剤管理料・服薬管理指導料を算定しております。 患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。															
当薬局の調剤基本料個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行	当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。															
容器代等保険外請求	当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。 <table><tr><td>軟膏壺</td><td>50 g ・ 100 g</td><td>100 円</td></tr><tr><td></td><td>20 g ・ 30 g</td><td>50 円</td></tr><tr><td></td><td>10 g</td><td>30 円</td></tr><tr><td>点眼容器</td><td>5cc</td><td>50 円</td></tr><tr><td>投薬ビン</td><td>100ml ・ 200ml</td><td>50 円</td></tr></table> また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。 治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。 医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。	軟膏壺	50 g ・ 100 g	100 円		20 g ・ 30 g	50 円		10 g	30 円	点眼容器	5cc	50 円	投薬ビン	100ml ・ 200ml	50 円
軟膏壺	50 g ・ 100 g	100 円														
	20 g ・ 30 g	50 円														
	10 g	30 円														
点眼容器	5cc	50 円														
投薬ビン	100ml ・ 200ml	50 円														
個人情報保護方針	当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。 ・当薬局における調剤サービスの提供 ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握 ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携 ・病院、診療所等からの紹介の回答 ・患者様のご家族等への薬に関する説明 ・医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答） ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ・当薬局内で行う症例研究 ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習 ・外部監査期間への情報提供															

地域支援・医薬品供給対応体制加算	当薬局では、医療品の安定供給に対応し、また後発品の調剤を積極的に行っていることにより、地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 を処方箋受付 1 回につき算定しています。 先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。 ※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。
長期収載品（先発医薬品）の選定療養	後発医薬品（ジェネリック医薬品）が存在する先発医薬品について、医療上の必要性がなく患者様のご希望により先発医薬品を選択される場合は、後発医薬品との価格差の 1/2 を選定療養費としてご負担いただきます。 後発医薬品への変更をご希望の方は、医師または薬剤師にご相談ください。
電子的調剤情報連携体制整備加算	当薬局では次のような取り組みを行い、電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しております。 ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。 ・マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、電子的調剤情報連携を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、電子的調剤情報連携に係る取組を実施しています。